

山北町スポーツ広場利用のしおり

山北町では、生涯スポーツの場として、登録団体にスポーツ広場を一般開放しています。使用方法については次のとおりです。

1. 利用できる団体

- ① スポーツ及びレクリエーション活動を目的とする団体。
 - ② 山北町及び県西地域（小田原市・南足柄市・足柄上郡・足柄下郡）に在住、在勤、在学の方で組織する10人以上の登録団体。
- ※ 山北町を拠点とし、団体の代表者が、町内に在住、在勤、在学かつ、町内に在住、在勤、在学の方で組織する10人以上の団体は「町内団体」として登録できます。

2. 団体登録の手続

教育委員会生涯学習課に「利用団体登録申請書・名簿・保険加入証の写し」を期限までに提出し、登録をしてください。

※ 登録申請期間を過ぎてからの登録はできません。

- 登録団体の構成員は、同一種目について二重登録をすることはできません。
- 団体登録の有効期限は、年度単位（4月1日～3月31日）です。
- 登録内容に変更があった場合は、必ず教育委員会生涯学習課へ連絡してください。
- けが等事故が発生した場合、原則自己責任となりますので、必ずスポーツ・レクリエーション保険に加入してください。

3. 利用できる日時

開放月	開放内容		開放時間			
4月～11月	昼間	平日	①	8:00	～	13:00
			②	13:00	～	18:00
	土・日曜日・祝日	①	8:00	～	10:30	
		②	10:30	～	13:00	
夜間	③	13:00	～	15:30		
	④	15:30	～	18:00		
12月～3月	昼間	平日	①	8:00	～	12:30
			②	12:30	～	17:00
	土・日曜日・祝日	①	8:00	～	10:00	
		②	10:00	～	12:00	
	③	12:00	～	14:30		
	④	14:30	～	17:00		

※ 教育委員会が指定する日は除きます。

※ 年末年始は12月25日から1月7日まで利用できません。

4. 利用申込み手続き

- 利用するには「山北町施設予約管理システム（以下、本システム）」での申請または窓口申請を行い、許可を受けてください。
- 本システムにて偶数月にインターネット抽選を実施します。1か月4枠までの申込み制限を設け、町内登録団体は、偶数月の1～5日までの申込み期間とし、町外登録団体は偶数月の11～15日を申込み期間とします。なお、インターネット抽選後の空き枠については、先着順で利用申込みを受け付けします。
- 利用申込のキャンセル等は、本システムでの申請または教育委員会生涯学習課に連絡をしてください。

※ 令和7年3月14日から「**山北町施設予約管理システム**」の運用を開始します。本システムでは、インターネットにて予約・キャンセル・料金の支払いなどの手続きが行えます。

詳細は、広報やまきた令和7年2月号もしくは山北町ホームページをご覧ください。

町HPはこちら（令和7年2月1日公開）⇒



5. 使用料

- 昼間の使用料は無料です。
- 夜間利用（ナイター設備使用）については1回 4,400 円の使用料をお支払いください。
【町内団体を除く】

6. 鍵の貸出・返却

- 鍵の貸出・返却については、利用する日に、教育委員会生涯学習課（平日8：30～17：15）又は、役場警備員室（平日の夜間、土・日曜日、祝日）で行ってください。
- 団体間の鍵の引継ぎや又貸しはできません。
- 利用後は日誌に記載の上、22時までに鍵の返却をしてください。

7. 注意事項

- ① 施設、器具を大切に使ってください。
- ② 利用後、必ずグラウンドを整備し、消灯・施錠の確認をお願いします。
- ③ 駐車場は、指定の場所へ駐車し、緊急車両の通路は確保してください。また、グラウンド内に車両は入れないでください。
- ④ ゴミ等は、各自必ず持ち帰ってください。また施設内は全面禁煙となります。
- ⑤ 施設又は設備を、き損・亡失したときは、教育委員会生涯学習課へ速やかに連絡してください。また、故意又は過失によりき損・亡失したときは弁償していただきます。
- ⑥ グラウンド不良等による利用の可否は、教育委員会生涯学習課の指示に従ってください。
- ⑦ 利用許可を受けたものは、原則権利の譲渡・転貸はできません。ただし、教育委員会の許可を受けたものはこの限りではありません。
- ⑧ 硬式野球の利用については原則認めますが、打撃練習や試合等を行うことはできません。
- ⑨ 以上の注意事項に違反した場合、利用の中止を命ずることがあります。